

公務に対する批判と公務の特性

法令で行うことが細かく決められ、税金で賄われている公務では、国民・住民から批判を浴びるような体質や行動が生じやすいと言われます。だからこそ公務員はこうした体質や行動に陥らないように気をつける必要があります。

1 公務に対する批判と公務の特性

みなさんはどのような批判を受けたことがあるでしょうか。批判を受けるような体質や行動は、公務が公益性や公平性などをより強く要求されることから生ずると言われることがあります。

寄せられる批判	批判が生じやすい理由・背景として考えられる事情
国民・住民の利益よりも関係団体などの利益を優先させている。	<ul style="list-style-type: none"> ・公務は一人一人の要望を満足させるためではないので、結果として、当該個人よりも他の人、団体などの利益を図っているように見えることがある。
何のために行っているかわからない業務が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・公務は社会全体のための業務を行うので、一般の商品、サービスのように対価関係が明らかでなく、何のために行っているか国民・住民にはわかりづらい場合がある。 ・公務には内部管理のための業務など、国民・住民を直接の受益者としない業務もある。
効率が悪い。無駄が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・公務は、民間企業などでは採算のとれない事業でも公益のために必要なことは、効率性を問わず行うことがある。 ・単年度予算であり、また、予算執行の費目が細かく決められているため、効率的に予算を使用しにくい場合がある。
対応が遅い。たらい回しされた。	<ul style="list-style-type: none"> ・公務遂行にあたっては、細かく手続が決められているので、時間がかかることがある。 ・公務では安定性、継続性が求められるため、慎重な判断が必要な場合がある。 ・組織ごとに業務分担が決められているため、柔軟な対応が難しい。

<p>融通がきかない。 前例踏襲である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令や規則で決められていないことはできない。 ・公務は公平性、中立性を求められるため、特定の個人、ケースだけに特例を認めることはできない。 ・公務では安定性、継続性が求められるため、前例を尊重しなければならない。
<p>態度、言葉遣いが悪い。 偉そうにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公務は個々の国民・住民の反対を押し切って決定せざるを得ないことがあり、偉そうに見えることがある。 ・ときには個々の国民・住民の利益に反しても、公益のために強制力をもって業務を執行しなければならない場合がある。

2 批判を受けとめ、自らの行動に留意する

みなさんは公務員として、こうした批判をどう受け止めていますか。公務は公益性を追求し、公平性・中立性が強く求められるので、批判を受けてもしかたない、どうしようもないと思っていませんか。しかし、公務の特性だからやむを得ないと考えている行動の中には、公務内部の理屈を優先し、国民・住民の利益を後回しにしているものはありませんか。

公益性や公平性などの公務の特性は、公務の体質や自らの行動を正当化するためではなく、社会全体の満足を最大化することに由来するものです。自分たちの行動が、本当に国民・住民の利益につながっているか、国民・住民の期待に応えるにはどうすればよいか真剣に考えることが求められているのです。

採算に合わないことでも行う場合がある、様々な手続があり時間がかかる、国民・住民の意向にかかわらず徴収される税金で賄われている、反対を押し切っても執行する強制力を有している。こうした公務の特性があるからこそ、行政は国民・住民の信託を受けて行うものであるという原点に立ち返り、公務員は自分たちの行動の理由や合理性を国民・住民に十分説明し、また、自分たちの態度に十分気をつけなければなりません。

公務員に求められる倫理

公務員倫理とは、かくあるべきと社会から期待されている公務員の言動、意識です。倫理意識を高めることのねらいは、国民・住民の信頼を得るため、そのためには「行うべきことを行い」「行ってはいけないことは行わない」必要があります。また、法令を遵守することは最低限の倫理で、より高い次元の配慮が求められます。

1 公務員の倫理意識の高揚

近年、公務員の倫理意識の高揚が強く求められていますが、それはなぜでしょうか。一つの理由として、公務組織における又は公務員による不祥事が後を絶たないことが挙げられます。そして、法令を遵守させて不祥事が起こらないようにするために、倫理研修などを実施して、公務員の倫理意識を徹底しようというわけです。

しかし、公務員倫理について考えるのは、不祥事の防止がねらいなのでしょうか。不祥事防止は、ねらいを達成するための一つの側面に過ぎず、本当のねらいは公務に対する国民・住民の信頼を高めるためと言えます。

2 倫理の二つの側面

国家公務員倫理規程はその第1条において、職員が倫理保持のために遵守すべき倫理行動規準として、

- ・公正に職務を遂行する
- ・職務や地位を私的利益のために用いない
- ・国民の疑惑や不信を招くような行為はしない
- ・公共の利益のために全力で取り組む
- ・公務の信用を常に意識して行動する

の五つの項目を規定しています。

これらの規準からもわかるように、倫理には「行うべきことを行う」と「行ってはいけないことは行わない」の二つの側面があります。公務員倫理といえ、ば、「行ってはいけないこと」が強調され、国民・住民の信頼を損なわないためのものととられがちですが、「行うべきこと」を行うという取組みを通して、国民・住民の信頼を高める姿勢を忘れてはなりません。

3 法令の遵守とより高い次元の配慮

我が国においては、国民・住民の総意、国民・住民が公務員に期待する事項は、法令という形で定められています。したがって、公務員は何よりも法令に沿って的確に業務を遂行し、法令により禁じられていることは決して行ってはいけません。法令遵守は公務員としての最低限の倫理なのです。

しかし、国民・住民の信頼を損なわず、また、信頼を得るためには、法令により禁止されたことを行わない、法令に書かれたことだけを行うといった姿勢では不十分です。

法令により禁止はされていないが、それを行ったら国民・住民の信頼を損なうと考えられる行為を行わない、法令には直接定められていないが、それを行えば国民・住民のためになる行為を行うことが、より高い次元の倫理として公務員に求められています。

国民・住民の視点に立って積極的に行動する

公務員の使命は、国民・住民の視点に立ち、どうしたら国民・住民の利益を図ることができるか考え、行動することです。

1 国民・住民の視点に立って

公務に対しては、法律や条例等にこだわりすぎている、前例に固執しすぎているといった批判が寄せられることがあります。法令に従って公平に業務を遂行することが公務員の使命であり、また、公務員に期待されているはずなのに、なぜこうした批判を受けるのでしょうか。

いくつかの原因が考えられます。一つには、法律や条例などの法令は国民・住民の意思を示したり又は意思を具現するための方法などを定めたものなのに、公務員は法令を、国民や住民をコントロールするために自分たちが定めた規律であるかのようにとらえていることが考えられます。

別の原因としては、国民・住民の総意を実現するために定められた法律や条例よりも、行政機関の内部管理のために定められた規則などに固執し、本来の目的である公益の実現よりも組織秩序や仕事のしやすさなどを優先させていることが考えられます。

近年、行政に特に求められているものとして、「迅速性」「透明性」「説明責任」「コスト意識」などが挙げられますが、これらに共通しているのは、「より良いサービスをいかに効果的・効率的に国民・住民に提供するか」「国民・住民を統制の対象としてとらえるのではなく、国民・住民の理解や参加を得ながら行政を進める」という姿勢です。つまり、公務員は、国民・住民の視点に立って、積極的に国民・住民の要望に応えることが求められているのです。

2 何のために公務員になったのか

残念ながら公務に対する信頼が低下し、回復していないのは、不祥事が起きていることに加え、国民・住民のために貢献するという姿勢が公務員に欠けているためです。

確かに自分やその属する組織の利益よりも国民や住民の利益を優先させることは、「言うは易く行うは難し」かも知れません。自分たちの利益には関係ないことを行うのは面倒だという意識に陥るかも知れません。

しかし、自分がなぜ公務員になったのか考えてみてください。国民・住民のため、社会に貢献するために公務員になったのであり、自分の利益を図るために公務員になったわけではないでしょう。そんな採用当初の自覚や使命感も長年の勤務によって薄れ、自分たちの利益を優先するようになってしまったのでしょうか。

社会のために貢献したい、困っている人を助けたい、自分が喜ぶことよりも他の人が喜んでいるところを見たい、そんな思いをもう一度呼び起こし、国民・住民の期待に応えるために、積極的に行動することが公務への信頼を高めるのです。

服務規定では

国家公務員法又は地方公務員法の服務規定上、違反行為に当たらないと思うものには○印、違反行為に当たると思うものには×印を、それぞれ解答欄に記入してください。

- 1 外国で行われている戦争に関して、「○○戦争反対」と記載した鉢巻きを巻いたまま仕事をした。その職員は窓口勤務の職員ではない。
()
- 2 休日に自家用車を運転中、交差点で安全確認を怠り交通事故を起こした。
()
- 3 ギャンブルのため消費者金融などから総額500万円の借金を重ね、遂に自己破産宣告（破産手続開始決定：旧破産宣告）をするに至った。
()
- 4 自家消費に充てることを目的として野菜等を栽培していたが、作物がたまたま余ったので近所に安く売った。
()
- 5 転勤することになったので、自宅を一ヶ月15万円で賃貸した。再び、以前の勤務地に戻ってきたが、両親の家に同居することにし、前の自宅はそのまま賃貸し続けた。
()
- 6 A県に所在する機関に勤務している公務員が、B県の県議会選挙に立候補している候補者からの依頼に応じ、立候補者の地元であるB県にて選挙用ビラを駅前配布した。
()

7 休日中に外出先で、〇〇法案（条例案）反対の署名運動に協力を求められ署名した。また、一緒に外出していた配偶者にも署名を勧めた。

()

8 職場の不祥事を隠ぺいする目的で秘密として指定されていた文書の内容を捜査機関に知らせた。

()

不祥事を防止するには

不祥事を防止するにはチェックシステムの運用を強化したり、不祥事の原因となる仕事のやり方を見直す必要があります。また、禁止されている行為、望ましくない行為をそう感じながら行ってしまう心の弱さを克服しなければなりません。

1 チェックシステムの運用強化、不祥事に至る要因の除去

不祥事を防止する様々な規律や監査制度が設定されています。こうしたチェックシステムは、制度の内容も重要ですが、その運用も重要です。システムが当初のねらいどおりに機能するよう運用することが不祥事防止の鍵です。内容及び運用の周知徹底を図り、チェックする側とチェックされる側がなれ合いにならないように緊張関係を保持しなければなりません。

また、不祥事が起こりにくいように仕事のやり方を工夫することも大切です。たとえば、一人の職員が長期間に渡り、契約や監査業務に携わると、相手の業者や機関となれ合いになり、癒着が生ずる危険があるので、複数の職員に担当させたり、職員がどのような仕事を行っているか互いにチェックできるようにします。

さらに、各行政機関が何を、どのように行っているか国民・住民に見えるようにすること、つまり、公務の遂行を透明にすることも不祥事防止、国民・住民からの信頼確保に役立ちます。自分たちの行為が外部の人に見られている、いずれは知られるという意識は、不祥事の抑制要因になり、また、人は隠し事をしない人を信頼するからです。

2 不祥事を起こしてしまう心の弱さを克服する

不祥事防止のために様々な規律が制定され、チェックシステムがあるにもかかわらず、不祥事はなかなかなくなりません。人は、禁止規定や監査システムの存在を知っていても、不祥事に至るような行為を行ってしまうことがあります。不祥事を起こしてしまう理由ごとに、こうした心の弱さを克服するにはどうしたらよいか考えてみましょう。

(1) 不祥事に至るような行為だとは思っていなかった

禁止規定に該当する行為はもちろん、該当しなくても望ましくない行為はあります。望ましくない行為かどうかは、その行為が自分や所属組織、関係団体にとってではなく、国民や住民にどのような影響をもたらすかによって決まります。

ある行為を行うときには、その是非を必ず国民・住民の視点から考え、望ましくない行為ではないかとの思いが一瞬でもかすめたら、その行為を控えたり、上司や服務担当職員などに相談します。

(2) どうしてもその行為をしたかった

禁止されている行為であることを知りながら、あるいは国民・住民の視点から見て望ましくない行為であると感じながら、どうしてもその行為をしたいということがあってもかもしれません。そのようなときには、その行為をしないとどのような不都合があるのか、様々な悪影響を起こしてまで、その行為を本当にしたいのか、行為をする前に立ち止まって考えましょう。

(3) 義理を果たすためにせざるを得ない

確かに恩義を受けた人、お世話になった人にお返しをするという気持ちは大切です。そうした人から特別な便宜を図ってほしいと頼まれるかもしれません。そのようなときには、行おうとしている行為以外の方法で義理を果たすことができなから考えます。また、その行為をすることは、税金を支払い、自分たちに公務を負託してくれている他の多くの国民や住民に対する裏切りにならないのか考えます。

(4) 上司の指示なのでしかたがない

明白に違法・不当な上司の指示には従う必要はなく、拒否しても責任を問われることはありません。違法性、不当性が一見明白ではないが、上司の指示に疑問がある場合には、臆することなく上司に意見を述べ、納得するまで徹底的に議論します。

議論しても納得できないときもあるでしょう。そうしたときには、組織の一員として上司の指示に従い、その行為をしたことに対し責任をとるか（上司にも責任はあるが、指示に従ってその行為をしたあなたも責任を問われることがあります）、処分等の制裁を受けることを覚悟で指示を拒否するか、決断せざるを得ないでしょう。

(5) 他の人も同じことを行っている

なぜ、禁止行為や望ましくない行為を行っている人と同じことをする必要があから考えます。禁止行為等を行っている人はごく少数で、同じような状況において、そうした行為をしていない人、正しいと思われる行動を取っている人の方が多数です。誤った集団規準を是正しようとする気概を持つことが必要です。

誘惑に負けない

誘惑に負けないためには、誘惑の要因となる利益を得る必要があるのか、自分の行為がどれほどの被害を自分自身や社会にもたらすのか、自分が本当にしたいことは何かを考えます。

1 その行為がもたらす利益について考える

反倫理的な行為であると知りながら、あなたがその行為を行おうとするのは、その行為が自分や家族、所属組織に利益や快樂をもたらすからではないでしょうか。では、その利益や快樂について考えてみましょう。

あなたは反倫理的な行為から得られる利益や快樂を何が何でも得たいと思っていますか。たとえば、業者から接待に誘われた場合、どうしてもその接待を受けたいですか。

反倫理的な行為が他の人や所属組織に利益をもたらす場合があります。そうした場合、あなたは那人又は組織のために反倫理的な行為であってほしい、又はしなければならぬと考えているのですか。気が進まないけれどしかたないと思っていますのですか。

こうして考えてみると、反倫理的な行為をしてまで、どうしてもこれらの利益や快樂を得たい、得なければならぬと心から思うケースはまれなのではないでしょうか。

2 行為がもたらす被害について考える

反倫理的な行為は、あなたや組織に利益をもたらすかもしれませんが、刑罰、懲戒処分、世間からの批判など様々な被害をもたらします。そして、こうした不利益は、あなただけでなく、あなたの家族、所属組織にも及びます。

また、被害は、自分自身や行為の相手方、所属組織だけにとどまらず、国民・住民の公務に対する信頼の低下という形でも生じます。国民や住民が公務に対して抱く不信感は、目に見えにくい被害ですが、その被害を修復して公務の信頼を回復するには多大の努力を要します。

あなたは、このような被害をもたらしてまでも、その反倫理的な行為を行おうとするのでしょうか。

3 いずれ事実は発覚する

反倫理的な行為から得られる利益は、その行為そのものから直接生じたり、その後、確実に得られる可能性が高く、いわば目の前にあるものといえます。一方、その行為によってもたらされる被害は、誰も見ていなければ、見ていた人が見逃してくれれば発生しないと思いがちです。

しかし、事実はいずれ発覚するものです。心の中で考えているだけのときとは異なり、行為は形となって表れるものであり、ほとんどの場合、誰かに見られていたり、ときにはその行為の記録が残されているものです。

たとえば、密室で業者から金銭を授受した場合、少なくとも金銭を渡した相手はあなたが収賄をしたことを知っているわけですし、その業者の会社には少なくとも何人かはあなたに賄賂を渡したことを知っている又はそのことに気づく可能性がある人がいるでしょう。そう考えると、「密室の犯罪」といわれる収賄でも、事実が発覚する可能性は非常に高いのです。

確かに、事実は必ず発覚するとは限りませんし、見過ごされるかもしれません。しかし、それは結果として発覚しなかっただけ又は批判されなかっただけです。自分の反倫理的な行為が発覚しないだろうか、誰かが自分の行為を倫理観に反する行為だとして批判をし始めないだろうか、そんな恐怖を抱えていても、まだあなたはそうした行為をしようと思いませんか。

4 本当にしたいことは何か

あなたは現在の職業において何がしたいのですか。あなたは人生において何を成し遂げたいのですか。あなたの職業生活又は人生の目的に対して、あなたが行おうとしている反倫理的な行動はどのような意味を持つのですか。その行為はそうした目的の達成に役立ちますか。

もし、あなたが反倫理的な行為に心を動かされ、さらにそうした行為を行ってしまおうとしたら、それは、あなたが職業を通じて達成したい目標や人生の目的といったものを持っていない、見い出していないことも一因ではないでしょうか。もう一度、自分は公務員として何がしたいのか、自分の生きがいとは何かを考えてみる必要があります。

高めあう規律、原点に立ち返って

公務の信頼を確保するためには、高い倫理観に基づく職員一人一人の行動が不可欠であると同時に、各人が公務員としての使命感を共有し、規律ある職場としていくことが求められています。

1 傍観者にならない

近年、公務員の不祥事などの影響により、公務に対する国民の信頼は揺らいでいます。公務に対しては、「非効率、働かない、不透明」など、マイナスイメージが強いようです。ほとんどの公務員は、法令を遵守し、職務をまじめに遂行していますが、ごく一部の公務員の不祥事や怠慢などにより公務全体の信頼は短期間のうちに損なわれます。そして、一度損なわれた信頼を取り戻すためには、公務員一人一人の努力はもちろんのこと、組織全体による多大な努力が必要となります。

このような状況において、「自分は倫理規程や服務規律に反することなく、まじめに仕事をしている」、「不祥事を起こしているのは一部の公務員であって、自分とは関係ない」、「そうした倫理観の低い人はどこの社会、組織にもいるもので仕方がないし、自分一人が頑張っても職場規律が高まるわけではない」といった傍観者的な態度をとってはいないでしょうか。

しかし、そうした職員の傍観者的な態度が、職場風土を弛緩させ、不祥事を助長していたのではないのでしょうか。

2 勇気をもって

人間は、所属する組織から自分の存在を認めてもらいたい、その組織に受け入れられたいとの欲求を持っています。一方、組織は、その存続・拡大を希求し、組織の利益に貢献した職員に報いようとする傾向があります。そして、この傾向は、公務組織のような長期雇用が一般的で、比較的同質性の高い組織に顕著であり、こうした組織は、外部の声よりも内部慣行や上司の意向を重視し、結果として時代の変化への対応が遅れると言われています。

あなたが自らの倫理観に基づき、これまでの職場慣行と異なる行動を取ろうとするとき、ためらうかもしれません。また、意を決して行動に移しても、上司や同僚から冷たい目で見られると、やはり周囲と同じように行動した方がよかったと思うかもしれません。

しかし、我々公務員は、組織の一員である前に、国民・住民のために公正な行政を行う職業人であり、一人の人間として、勇気をもって言うべきことは言い、行動すべきときは行動することが求められているのです。

3 望ましい職場風土の形成

職員は自らの倫理観に基づき行動するだけでなく、各人が公務員としての使命感を共有し、互いの考えを尊重しつつ率直・活発にコミュニケーションを図りながら、職務に積極的に取り組む士気の高い職場を形成するように努めることが重要です。

ただし、活発なコミュニケーションというと、職員間の仲が良く、家庭的な雰囲気職場を想像しがちですが、それだけでは職場の倫理観は高まりません。各人が公務員としての使命感を自覚し、役職や先輩・後輩の関係などにとらわれず、「善いことはよい、悪いことはわるい」と言うことによって、お互いの倫理観を高め、共有していく姿勢が大切なのです。

職員がお互いを尊重しつつ、お互いの倫理観を高めあうような望ましい職場風土を形成するためには、リーダーの果たす役割が大きいといえます。リーダーは率先して高い倫理観に基づいて行動し、また、従来の慣習と異なるものであったとしても、メンバーが公務員としての使命感に基づいてとった行動は、これを評価して、組織としての行動規範が高まるような環境づくりに努めることが求められます。

4 公務の原点に立ち返って

職場の一人一人が自らの職務に対する使命感をもち、「どのような行動が公務員には求められており、どのような行動を慎まなければならないか」を適切に判断し、そして、お互いを高めあいながら職務に専念できる職場こそが倫理観の高い職場なのです。

つまり、職員各人が「国民の負託に応え、適正に公務を遂行する」という公務員の原点に絶えず立ち返りながら、率直・活発にコミュニケーションをとり、積極的に業務展開を図るといふ職場風土の下、力を合わせて公務を遂行することが望まれているのです。

消防職員宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規定を忠実に遵守し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

平成 年 月 日

氏名

印